

e-Gov 電子申請による届出等について

●電子申請による受付を開始します。

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部では、令和8年2月16日から火災予防分野に係る各種電子申請について、e-Govによる申請受付（デジタル庁が運営するオンラインサービスを活用し、インターネット経由で住民が電子申請を利用できるサービス）を開始します。

お手持ちのパソコンからいつでも申請ができますので、ぜひご利用ください。

※なお、手数料の納付を要する危険物類の申請に関する手続きについては、電子申請を受け付けておりませんのでご了承下さい。

利用手順

- 1 パソコンにe-Gov電子申請アプリケーションをインストールしてください。
※スマートフォンによる電子申請はできません。
- 2 アプリ内の手続き検索から希望する届出等を選択し、基本情報や各届出様式等に必要な情報を入力してください。
なお、提出先選択では「多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部」を選択してください。
- 3 申請の入力が完了したら、画面下部の「内容を確認」をクリックして確認画面に進みます。
- 4 内容を確認後、「提出」をクリックしてください。到達番号や到達日時が表示されます。

「提出完了」画面で申請書控えをダウンロードし、提出完了となります。

※申請書控えのダウンロードについては任意ですが、防火対象物の点検及び報告を行わなければならない防火対象物では、報告書の写しの保存が必要となりますので、忘れずにダウンロードをしてください。また、申請書の控えは、申請完了時のみダウンロード可能となっていますので、ご注意ください。

アプリのインストールは[こちら](#)（外部リンク）

●申請可能な手続き

次に示す 21 項目が電子申請可能となります。

なお、危険物等に関する手続きに係る届出等のうち、手数料の納付を要する届出等については、電子申請を受け付けておりませんのでご注意ください。

【火災予防に関する手続きに係る届出等】

- ・ 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・ 防火対象物点検結果報告書
- ・ 防災管理点検結果報告書
- ・ 自衛消防組織設置（変更）届出書
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ・ 工事整備対象設備等着工届出書
- ・ 消防計画作成（変更）届出書
- ・ 全体についての消防計画作成（変更）届出書
- ・ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書
- ・ 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書

【危険物等に関する手続きに係る届出等】

- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書
- ・ 危険物製造所貯蔵所取扱所譲渡引渡届出書
- ・ 危険物製造所貯蔵所取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
- ・ 危険物製造所貯蔵所取扱所廃止届出書
- ・ 危険物保安統括管理者選任・解任届出書
- ・ 危険物保安監督者選任・解任届出書

- ・ 予防規程制定変更認可申請書
- ・ 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書
- ・ 休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

●注意事項等

・ 副本の返却について

e-Gov での電子申請では、副本が返却されません。

受付印付きの副本が必要である場合、管轄消防本部・署・分署・出張所の窓口
に直接提出するか、切手を貼付した返信用封筒を同封し、郵送により提出
してください。

・ 申請データについて

1 回の申請において、添付が可能なファイルサイズ上限は 100MB で、1 フ
ァイル当たりの上限は 50MB です。

申請は、24 時間いつでも可能です。ただし、申請の受理は平日の開庁時間 (8
時 30 分から 17 時 15 分) となります。

○問い合わせ先

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 予防課

電話：0274-22-2467